

株式会社●●

育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知 実施要領

1 目的

育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する会社の方針を従業員に周知することで、従業員の育児休業取得を推進する。

2 対象

会社が雇用しているすべての従業員（正社員やパート・アルバイトなど雇用区分を問わない）を対象とする。

3 周知内容

- ・社長からのメッセージ
- ・育児休業取得に向けた会社の取り組みについて
- ・育児休業に関する支援制度について

4 周知方法

事業所内へ掲示するほか、社内イントラネットへ掲載する。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。